

令和 8 年 6 月 1 2 日招集

第 3 回見附市議会定例会提出議件

見 附 市

市 長 提 出 議 件

議第 4 5 号	専決処分について（見附市税条例の一部を改正する条例の制定について）
議第 4 6 号	専決処分について（見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
議第 4 7 号	専決処分について（見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
議第 4 8 号	専決処分について（令和 7 年度見附市一般会計補正予算（第 1 2 号））
議第 4 9 号	専決処分について（令和 7 年度見附市一般会計補正予算（第 1 3 号））
議第 5 0 号	見附市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 5 1 号	令和 8 年度見附市一般会計補正予算（第 1 号）
議第 5 2 号	令和 8 年度見附市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 3 号	工事請負契約の締結について
議第 5 4 号	財産の取得について
議第 5 5 号	監査委員の選任について
議第 5 6 号	農業委員会委員の任命について
議第 5 7 号	農業委員会委員の任命について
議第 5 8 号	農業委員会委員の任命について
議第 5 9 号	農業委員会委員の任命について
議第 6 0 号	農業委員会委員の任命について

議第 6 1 号	農業委員会委員の任命について
議第 6 2 号	農業委員会委員の任命について
議第 6 3 号	農業委員会委員の任命について
議第 6 4 号	農業委員会委員の任命について
議第 6 5 号	農業委員会委員の任命について
議第 6 6 号	農業委員会委員の任命について
議第 6 7 号	農業委員会委員の任命について

議第45号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、見附市
税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認
を得たい。

令和8年6月12日提出

見附市長 稲 田 亮

専決第3号

見附市税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月31日専決

見附市長 稲 田 亮

見附市税条例の一部を改正する条例

見附市税条例（昭和36年見附市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第69条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第69条の6第1項の申告書、」を削る。

第21条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第22条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第25条の2第1項ただし書中「及び第25条の3の3第1項」を「並びに第25条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第25条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第25条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」

という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第40条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第25条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条

第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他法施行規則で定める事項

第51条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第68条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第68条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第69条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第69条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第69条の3から第69条の8までを削る。

第69条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第69条の3とする。

第69条の10を削る。

第70条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「法施行規則第33号の4の2様式による申告書を」を「法施行規則第33号の4様式による申告書」に改め、「法施行規則第33号の5様式による申告書」の次に「並びにその者の住所を証明すべき書類」を加え、同項後段を削り、同条第2項及び第3項中「法施行規則第33号の4の2様式による申告書を、」を「法施行規則第33号の4様式による申告書並びに」に改める。

第77条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条第2項中「第68条第3項ただし書」を「第68条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「法施行規則第33号の5様式による申請書」を「標識交付申請書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第6条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「においては」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に、「附則第7条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に改め、同条を附則第6条の3とする。

附則第6条の4中「又は附則第18条の3第1項」を「、附則第18条の2の

2第1項又は附則第18条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第6条の3の2第1項」を削る。

附則第8条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則

第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第26項を第23項とし、第27項を第24項とし、同条に次の1項を加える。

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第9条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の

条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のい^ずれに該当するかの別

附則第9条の3の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第9条の4 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第41条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税に

については、第62条の規定は適用しない。

- 3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第14条の2から第14条の6までを削る。

附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属す

る年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削る。

附則第１５条の２の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「又は第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

附則第１５条の３第３項第２号及び第１５条の４第３項第２号中「、附則第６条の３第１項及び附則第６条の３の２第１項」を「及び附則第６条の３第１項」に改める。

附則第１６条第３項第２号中「、附則第６条第１項及び附則第６条の３の２第１項」を「及び附則第６条の３第１項」に、「、附則第６条の３第１項及び附則第６条の３の２第１項」を「及び附則第６条の３第１項」に改める。

附則第１６条の２第１項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改め、同条第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に、「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１７条第５項第２号中「、附則第６条の３第１項及び附則第６条の３の２第１項」を「及び附則第６条の３第１項」に改める。

附則第18条第2項第2号中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に、「、附則第6条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第21条第1項及び第2項並びに第22条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第22条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第22条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第22条の6から第22条の8まで、第22条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第22条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の7第1項前段、第22条の8、第22条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と

する。

3 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

4 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の3の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第18条の3の3第2項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改め、同条第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改め、「第22条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」の次に「の合計額」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第25条の2第1項ただし書、第25条の3の2及び第25条の3の3の改正規定並びに附則第5条の改正規定及び附則第6条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第51条の改正規定及び定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4

月 1 日

- (3) 第 22 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 6 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 8 条の 2 の改正規定及び附則第 16 条の 2 の改正規定（同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める部分を除く。）並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月

1 日

- (4) 附則第 6 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 18 条の 2 の次に一条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第 25 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 25 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の市税条例第 25 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をし

た家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 6 項に規定する認定住宅等(同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 10 項に規定する認定住宅等(同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第 6 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第五項において「4 号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 16 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 16 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第 18 条の 2 の 2 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議第46号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和8年6月12日提出

見附市長 稲 田 亮

専決第4号

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月31日専決

見附市長 稲田 亮

見附市都市計画税条例の一部を改正する条例

見附市都市計画税条例（昭和53年見附市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、

第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の

条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の見附市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第 4 7 号

専 決 処 分 に つ い て

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、見附市
国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分
したので承認を得たい。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

専決第5号

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月31日専決

見附市長 稲田 亮

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

見附市国民健康保険税条例（昭和34年見附市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第24条第1項中「66万円」を「67万円」に、「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「カに掲げる額を減額して得た額」を「カ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」に改め、同項第1号に次のように加える。

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

第24条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

第24条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

第24条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

（9） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の見附市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第48号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度見附市一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和8年6月12日提出

見附市長 稲田 亮

専決第 6 号

令和 7 年度 見附市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 7 年度見附市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 0 0 0 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 8 8 4, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18	繰入金	1,735,757	5,000	1,740,757
	2 基金繰入金	1,604,583	5,000	1,609,583
歳 入 合 計		22,879,000	5,000	22,884,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	民生費	7,286,397	5,000	7,291,397
	4 民生費災害救助支援費	5,000	5,000	10,000
歳 出 合 計		22,879,000	5,000	22,884,000

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	4 民生費災害救助支援費	生活再建支援補助事業（火災関連）	千円 5,000
合 計			5,000

1 総括
(歳入)

(歳 入)

[illegible]

(歲 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
18			繰入金	1,735,757	5,000	1,740,757
	2		基金繰入金	1,604,583	5,000	1,609,583
		1	財政調整基金繰入金	733,411	5,000	738,411

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金 繰入金	5,000	1 財政調整基金繰入金 5,000

18款 繰入金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 4 民生費災害救助支援費

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民生費	7,286,397	5,000	7,291,397		5,000
	4		民生費災害救助支援費	5,000	5,000	10,000		5,000
		1	民生費災害救助支援費	5,000	5,000	10,000		5,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	5,000	1 生活再建支援補助事業（火災関連） 補助金 火災による生活再建支援補助金	5,000 5,000 5,000

3 款 民生費

議第49号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度見附市一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和8年6月12日提出

見附市長 稲田 亮

専決第 7 号

令和 7 年度 見附市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 7 年度見附市の一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 2 0, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 7 6 4, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	地方譲与税	151,300	6,578	157,878
	1 地方揮発油譲与税	34,200	425	34,625
	2 自動車重量譲与税	109,700	5,349	115,049
	3 森林環境譲与税	7,400	804	8,204
3	利子割交付金	1,200	7,405	8,605
	1 利子割交付金	1,200	7,405	8,605
4	配当割交付金	24,700	11,298	35,998
	1 配当割交付金	24,700	11,298	35,998
5	株式等譲渡所得割交付金	25,300	26,844	52,144
	1 株式等譲渡所得割交付金	25,300	26,844	52,144
6	法人事業税交付金	81,200	△514	80,686
	1 法人事業税交付金	81,200	△514	80,686
7	地方消費税交付金	983,000	95,760	1,078,760
	1 地方消費税交付金	983,000	95,760	1,078,760
8	環境性能割交付金	18,900	△3,072	15,828
	1 環境性能割交付金	18,900	△3,072	15,828
9	地方特例交付金	41,700	△495	41,205
	1 地方特例交付金	41,700	△4,330	37,370
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	3,835	3,835
10	地方交付税	5,266,055	84,240	5,350,295
	1 地方交付税	5,266,055	84,240	5,350,295
11	交通安全対策特別交付金	3,200	109	3,309
	1 交通安全対策特別交付金	3,200	109	3,309
14	国庫支出金	4,488,325	679	4,489,004
	2 国庫補助金	2,302,476	679	2,303,155
17	寄附金	863,881	△120,001	743,880
	1 寄附金	863,881	△120,001	743,880
18	繰入金	1,740,757	△228,831	1,511,926
	2 基金繰入金	1,609,583	△228,831	1,380,752
歳 入 合 計		22,884,000	△120,000	22,764,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	4,352,394	△120,001	4,232,393
	1 総務管理費	3,905,828	△120,001	3,785,827
6	農林水産業費	465,365	804	466,169
	2 林業費	17,790	804	18,594
10	教育費	3,708,342	0	3,708,342
	1 教育総務費	355,975	0	355,975
12	公債費	1,731,643	△803	1,730,840
	1 公債費	1,731,643	△803	1,730,840
歳 出 合 計		22,884,000	△120,000	22,764,000

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	道の駅管理費	千円 7,500
合 計			7,500

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防総務事業	千円 233	消防総務事業	千円 247
10 教育費	2 小学校費	小学校施設管理費	737,620	小学校施設管理費	747,403

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		地方譲与税	151,300	6,578	157,878
	1	地方揮発油譲与税	34,200	425	34,625
		1 地方揮発油譲与税	34,200	425	^ 34,625
	2	自動車重量譲与税	109,700	5,349	115,049
		1 自動車重量譲与税	109,700	5,349	115,049
	3	森林環境譲与税	7,400	804	8,204
		1 森林環境譲与税	7,400	804	8,204
3		利子割交付金	1,200	7,405	8,605
	1	利子割交付金	1,200	7,405	8,605
		1 利子割交付金	1,200	7,405	8,605
4		配当割交付金	24,700	11,298	35,998
	1	配当割交付金	24,700	11,298	35,998
		1 配当割交付金	24,700	11,298	35,998
5		株式等譲渡所得割交付金	25,300	26,844	52,144
	1	株式等譲渡所得割交付金	25,300	26,844	52,144
		1 株式等譲渡所得割交付金	25,300	26,844	52,144
6		法人事業税交付金	81,200	△ 514	80,686
	1	法人事業税交付金	81,200	△ 514	80,686
		1 法人事業税交付金	81,200	△ 514	80,686
7		地方消費税交付金	983,000	95,760	1,078,760
	1	地方消費税交付金	983,000	95,760	1,078,760
		1 地方消費税交付金	983,000	95,760	1,078,760
8		環境性能割交付金	18,900	△ 3,072	15,828
	1	環境性能割交付金	18,900	△ 3,072	15,828
		1 環境性能割交付金	18,900	△ 3,072	15,828
9		地方特例交付金	41,700	△ 495	41,205

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方揮発油譲与税	425	1 地方揮発油譲与税	425
1 自動車重量譲与税	5,349	1 自動車重量譲与税	5,349
1 森林環境譲与税	804	1 森林環境譲与税	804
1 利子割交付金	7,405	1 利子割交付金	7,405
1 配当割交付金	11,298	1 配当割交付金	11,298
1 株式等譲渡所得割交付金	26,844	1 株式等譲渡所得割交付金	26,844
1 法人事業税交付金	△ 514	1 法人事業税交付金	△ 514
1 地方消費税交付金	95,760	1 地方消費税交付金（一般財源分） 2 地方消費税交付金（社会保障財源分）	40,901 54,859
1 環境性能割交付金	△ 3,072	1 環境性能割交付金	△ 3,072

2 款 地方譲与税 3 款 利子割交付金 4 款 配当割交付金 5 款 株式等譲渡所得割交付金
6 款 法人事業税交付金 7 款 地方消費税交付金 8 款 環境性能割交付金 9 款 地方特例交付金

(款) 9 地方特例交付金
(項) 1 地方特例交付金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	1	地方特例交付金	41,700	△ 4,330	37,370
	1	地方特例交付金	41,700	△ 4,330	37,370
	2	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	3,835	3,835
	1	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	3,835	3,835
10		地方交付税	5,266,055	84,240	5,350,295
	1	地方交付税	5,266,055	84,240	5,350,295
	1	地方交付税	5,266,055	84,240	5,350,295
11		交通安全対策特別交付金	3,200	109	3,309
	1	交通安全対策特別交付金	3,200	109	3,309
	1	交通安全対策特別交付金	3,200	109	3,309
14		国庫支出金	4,488,325	679	4,489,004
	2	国庫補助金	2,302,476	679	2,303,155
	6	教育費国庫補助金	766,163	679	766,842
17		寄附金	863,881	△ 120,001	743,880
	1	寄附金	863,881	△ 120,001	743,880
	1	一般寄附金	852,001	△ 120,001	732,000
18		繰入金	1,740,757	△ 228,831	1,511,926
	2	基金繰入金	1,609,583	△ 228,831	1,380,752
	1	財政調整基金繰入金	738,411	△ 228,831	509,580

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方特例交付金	△ 4,330	1 地方特例交付金 △ 4,330
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,835	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 3,835
1 地方交付税	84,240	1 特別交付税 84,240
1 交通安全対策特別交付金	109	1 交通安全対策特別交付金 109
1 教育総務費補助金	679	1 学校給食費公会計化等推進事業費補助金 679
1 一般寄附金	△ 120,001	1 一般寄附金（ふるさと納税分） △ 120,001
1 財政調整基金繰入金	△ 228,831	1 財政調整基金繰入金 △ 228,831

9 款 地方特例交付金 10 款 地方交付税 11 款 交通安全対策特別交付金 14 款 国庫支出金
17 款 寄附金 18 款 繰入金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総務費	4,352,394	△ 120,001	4,232,393		△ 120,001
	1		総務管理費	3,905,828	△ 120,001	3,785,827		△ 120,001
		3	財政会計管理費	1,005,711	△ 120,001	885,710		△ 120,001
6			農林水産業費	465,365	804	466,169	804	
	2		林業費	17,790	804	18,594	804	
		1	林業費	9,863	804	10,667	その他 804	
10			教育費	3,708,342		3,708,342	679	△ 679
	1		教育総務費	355,975		355,975	679	△ 679
		3	教育指導費	190,454		190,454	国庫支出金 679	△ 679
12			公債費	1,731,643	△ 803	1,730,840		△ 803
	1		公債費	1,731,643	△ 803	1,730,840		△ 803
		2	利子	79,835	△ 803	79,032		△ 803

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積立金	△ 120,001	1 ふるさと応援基金 積立金	△ 120,001 △ 120,001
24 積立金	804	1 森林環境整備基金 積立金	804 804
		財源更正	
22 償還金利子 及び割引料	△ 803	1 地方債利子償還金 償還金 長期債利子償還金	△ 803 △ 803 △ 803

2 款 総務費 6 款 農林水産業費 10 款 教育費 12 款 公債費

議第 5 0 号

見附市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

見附市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

見附市公民館条例の一部を改正する条例

見附市公民館条例（平成 1 8 年見附市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を削り、第 1 5 条を第 1 4 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 1 号

令和 8 年度 見附市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度見附市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 2, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 3 2 2, 0 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	3,131,979	32,040	3,164,019
	2 国庫補助金	818,569	32,040	850,609
19	繰越金	50,000	20,542	70,542
	1 繰越金	50,000	20,542	70,542
20	諸収入	343,111	12,218	355,329
	4 雑入	293,760	12,218	305,978
21	市債	695,100	7,200	702,300
	1 市債	695,100	7,200	702,300
歳 入 合 計		20,250,000	72,000	20,322,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	3,238,192	6,581	3,244,773
	1 総務管理費	2,819,517	6,581	2,826,098
3	民生費	7,548,485	8,615	7,557,100
	1 社会福祉費	3,670,505	6,250	3,676,755
	2 児童福祉費	3,573,011	2,365	3,575,376
6	農林水産業費	469,404	5,775	475,179
	1 農業費	450,703	5,775	456,478
7	商工費	259,220	33,260	292,480
	1 商工費	259,220	33,260	292,480
8	土木費	2,108,471	464	2,108,935
	2 道路橋りょう費	777,827	464	778,291
9	消防費	643,390	650	644,040
	2 消防費災害救助支援費	0	650	650
10	教育費	1,939,800	16,655	1,956,455
	6 保健体育費	667,957	16,655	684,612
歳 出 合 計		20,250,000	72,000	20,322,000

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起 債 の方法	利 率	償還の方法	限度額	起 債 の方法	利 率	償 還 の方法
体育施設整備事業	千円 2,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見 直し方式で借 り入れる政府 資金及び地方 公共団体金融 機構資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率）	政府資金、地方公共 団体金融機構資金及 び新潟県資金につ いては、その融通条件 により、銀行その他 の資金についてはそ の融通条件又は協定 による。ただし、財 政等の都合により繰 上償還し、又は償還 年限を短縮し、若し くは低利債への借換 えができるものとす る。その他事業の進 捗状況等により前借 りを行うことができ るものとする。	千円 9,800	変更 なし	変更 なし	変更 なし

1 総括
(歳入)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 1 4 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	3,131,979	32,040	3,164,019
	2	国庫補助金	818,569	32,040	850,609
	1	総務費国庫補助金	81,564	32,040	113,604
19		繰越金	50,000	20,542	70,542
	1	繰越金	50,000	20,542	70,542
	1	繰越金	50,000	20,542	70,542
20		諸収入	343,111	12,218	355,329
	4	雑入	293,760	12,218	305,978
	4	雑入	293,147	12,218	305,365
21		市債	695,100	7,200	702,300
	1	市債	695,100	7,200	702,300
	7	教育債	20,100	7,200	27,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	2,040	1 地域診療情報連携推進費補助金	2,040
3 地方創生臨時交付金	30,000	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	30,000
1 繰越金	20,542	1 前年度分	20,542
1 総務費雑入	2,500	1 (一財) 自治総合センター助成金 (まちづくり課)	2,500
6 土木費雑入	464	1 道路賠償責任保険金	464
7 消防費雑入	650	1 緊急消防援助隊活動費負担金	650
8 教育費雑入	8,604	1 スポーツ振興くじ助成金	8,604
4 保健体育債	7,200	1 脱炭素化推進事業債 (まちづくり課)	7,200

14 款 国庫支出金 19 款 繰越金 20 款 諸収入 21 款 市債

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	3,238,192	6,581	3,244,773	4,540	2,041
	1	総務管理費	2,819,517	6,581	2,826,098	4,540	2,041
	7	情報管理費	188,041	4,081	192,122	国庫支出金 2,040	2,041
	10	地域活動推進費	110,405	2,500	112,905	その他 2,500	
3		民生費	7,548,485	8,615	7,557,100	7,965	650
	1	社会福祉費	3,670,505	6,250	3,676,755	5,600	650
	2	老人福祉費	1,559,334	6,250	1,565,584	国庫支出金 5,600	650
	2	児童福祉費	3,573,011	2,365	3,575,376	2,365	
	1	児童福祉総務費	522,939	515	523,454	国庫支出金 515	
	2	児童措置費	2,174,356	1,850	2,176,206	国庫支出金 1,850	
		農林水産業費	469,404	5,775	475,179	5,775	
	1	農業費	450,703	5,775	456,478	5,775	
6	4	農地費	300,679	5,775	306,454	国庫支出金 5,775	
		商工費	259,220	33,260	292,480	16,260	17,000
7	1	商工費	259,220	33,260	292,480	16,260	17,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	4,081	1 情報管理一般経費 委託料 システム開発委託料	4,081 4,081 4,081
18 負担金補助 及び交付金	2,500	1 地域自治推進事業 助成金 (一財) 自治総合センター助成事業助成金	2,500 2,500 2,500
18 負担金補助 及び交付金	5,600	1 介護保険事業特別会計繰出金 繰出金	650 650
27 繰出金	650	2 介護・障害福祉施設等運営支援交付金 (物価高騰関連) 交付金 介護・障害福祉施設等運営支援交付金	5,600 5,600 5,600
18 負担金補助 及び交付金	515	1 放課後児童健全育成事業 (物価高騰関連) 交付金 放課後児童健全育成事業物価高騰対策交付金	515 515 515
18 負担金補助 及び交付金	1,850	1 私立保育園運営事業 (物価高騰関連) 交付金 私立保育園物価高騰対策交付金 2 認定こども園・小規模保育施設運営事業 (物価高騰関連) 交付金 認定こども園・小規模保育施設等物価高騰対策交付金	150 150 150 1,700 1,700 1,700
18 負担金補助 及び交付金	5,775	1 水田保全管理支援事業 (物価高騰関連) 交付金 見附市水田保全管理支援事業補助金	5,775 5,775 5,775

2 款 総務費 3 款 民生費 6 款 農林水産業費 7 款 商工費

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		2 商工業振興費	93,461	33,260	126,721	国庫支出金 16,260	17,000
8		土木費	2,108,471	464	2,108,935	464	
	2	道路橋りょう費	777,827	464	778,291	464	
	1	道路橋りょう総務費	25,856	464	26,320	その他 464	
9		消防費	643,390	650	644,040	650	
	2	消防費災害救助支援費		650	650	650	
	1	消防費災害救助支援費		650	650	その他 650	
10		教育費	1,939,800	16,655	1,956,455	15,804	851
	6	保健体育費	667,957	16,655	684,612	15,804	851
	2	体育施設費	89,426	16,655	106,081	地方債 7,200 その他 8,604	851

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 役務費	60	1 その他商工業振興事業（物価高騰対策）	33,260
		通信運搬費	60
18 負担金補助及び交付金	33,200	郵便料	60
		交付金	33,200
		中小企業・小規模事業者物価高騰対策支援金	33,200
21 補償補填及び賠償金	464	1 道路橋りょう総務一般経費	464
		賠償金	464
		道路事故損害賠償金	464
3 職員手当等	450	1 被災地救援救助活動事業	200
		職員等旅費	48
8 旅費	48	職員普通旅費	48
		燃料費	67
10 需用費	116	食糧費	49
		手数料	36
11 役務費	36	クリーニング代	36
		2 職員給与費（被災地救援救助活動関連）	450
		職員手当	450
14 工事請負費	16,655	1 総合体育館等管理費	16,655
		工事請負費	16,655
		今町地区体育館照明LED化改修工事費	16,655

7 款 商工費 8 款 土木費 9 款 消防費 10 款 教育費

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(372) 304	581,926	1,220,941	935,249	2,738,116	508,064	3,246,180	
補正前	(372) 304	581,926	1,220,941	934,799	2,737,666	508,064	3,245,730	
比 較	(0) 0	0	0	450	450	0	450	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区分	時間外 勤 務 千円
	補 正 後	123,350
	補 正 前	122,900
	比 較	450

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(9) 304	0	1,220,941	823,966	2,044,907	396,415	2,441,322	
補正前	(9) 304	0	1,220,941	823,516	2,044,457	396,415	2,440,872	
比 較	(0) 0	0	0	450	450	0	450	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区分	時間外 勤 務 千円
	補 正 後	123,350
	補 正 前	122,900
	比 較	450

イ. 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(363) 0	581,926	0	111,283	693,209	111,649	804,858	
補正前	(363) 0	581,926	0	111,283	693,209	111,649	804,858	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
	千円		千円	千円	
職員手当	450	その他の増分	450	その他増分 450	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額	
			当該年度起債見込額		当該年度中 元金償還見込額	補 正 前	補 正 後
			補 正 前	補 正 後			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普 通 債	13,588,198	13,402,033	1,256,000	1,263,200	1,126,285	13,531,748	13,538,948
(1)総 務	378,917	337,017	11,900	11,900	51,946	296,971	296,971
(2)民 生	250,255	248,606	18,100	18,100	21,840	244,866	244,866
(3)衛 生	6,935,628	6,775,863	179,800	179,800	316,846	6,638,817	6,638,817
(4)労 働	13,575	13,454	0	0	1,592	11,862	11,862
(5)農 林 水 産 業	379,667	374,632	38,100	38,100	35,615	377,117	377,117
(6)商 工	113,296	58,572	0	0	39,349	19,223	19,223
(7)土 木	2,432,072	2,201,242	304,400	304,400	371,682	2,133,960	2,133,960
(8)消 防	180,377	168,309	231,900	231,900	70,795	329,414	329,414
(9)教 育	2,904,411	3,224,338	471,800	479,000	216,620	3,479,518	3,486,718
2. 災 害 復 旧 債	35,526	142,088	142,300	142,300	6,075	278,313	278,313
(1)補 助 災 害	15,313	4,000	0	0	3,100	900	900
(2)単 独 災 害	20,213	138,088	142,300	142,300	2,975	277,413	277,413
3. そ の 他	5,246,301	4,634,246	0	0	563,430	4,070,816	4,070,816
(1)減 税 補 て ん 債	6,936	2,012	0	0	2,012	0	0
(2)臨 時 財 政 対 策 債	4,953,645	4,411,909	0	0	496,022	3,915,887	3,915,887
(3)退 職 手 当 債	41,227	24,741	0	0	16,486	8,255	8,255
(4)減 収 補 て ん 債	33,893	31,784	0	0	2,110	29,674	29,674
(5)行 政 改 革 推 進 債	210,600	163,800	0	0	46,800	117,000	117,000
合 計	18,870,025	18,178,367	1,398,300	1,405,500	1,695,790	17,880,877	17,888,077

議第 5 2 号

令和 8 年度 見附市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度見附市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 4 1 2, 3 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	999,654	650	1,000,304
	2 国庫補助金	280,240	650	280,890
7	繰入金	672,000	650	672,650
	1 一般会計繰入金	672,000	650	672,650
歳 入 合 計		4,411,000	1,300	4,412,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費	97,392	1,300	98,692
	1 総務管理費	74,454	1,300	75,754
歳 出 合 計		4,411,000	1,300	4,412,300

1 総括
(歳入)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

補正額の財源内訳		
特 定 財 源	地 方 債	一 般 財 源
特 定 財 源	地 方 債	一 般 財 源
650	650	0
650	0	0

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		国庫支出金	999,654	650	1,000,304
	2	国庫補助金	280,240	650	280,890
	6	介護保険事業費補助金	215	650	865
7		繰入金	672,000	650	672,650
	1	一般会計繰入金	672,000	650	672,650
	5	その他一般会計繰入金	97,077	650	97,727

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護保険事業 費補助金	650	1 介護保険事業費補助金	650
1 職員給与費等 繰入金	650	1 職員給与費等繰入金	650

3 款 国庫支出金 7 款 繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	97,392	1,300	98,692	1,300	
	1	総務管理費	74,454	1,300	75,754	1,300	
		1 一般管理費	74,449	1,300	75,749	国庫支出金 650 その他 650	

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	1,300	1 総務管理一般経費 委託料 介護保険システム改修委託料	1,300 1,300 1,300

1 款 総務費

議第 5 3 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年見附市条例第 2 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

工 事 名	契約金額	契約の相手方	契約の方法	内 容
建工第 7 号 名木野小学校 長寿命化改良 工事(体育館棟 建築)	円 319,000,000	見附市名木野 町 2 8 7 0 番 地 2 株式会社笹原 建設	制限付 一般競争入札	直接仮設工事 一式 防水改修工事 一式 金属屋根改修工事 一式 外壁改修工事 一式 建具改修工事 一式 内装改修工事 一式 他

議第54号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年見附市条例第２６号）第３条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月12日提出

見附市長 稲 田 亮

品 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方	契 約 の 方 法	内 容
品第 2 1 号 災害対応特殊 自動車（支援 車） 購入	円 27,187,393	柏 崎 市 大 字 中 田 1 8 0 4 番 地 1 株式会社米峰	制限付 一般競争入札	消防資機材搬送車 1 台

議第 5 5 号

監 査 委 員 の 選 任 に つ い て

監査委員に次の者を選任したいから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 依田 志郎

住 所 見附市柳橋町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 6 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 高橋 都

住 所 見附市市野坪町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 7 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 三 沢 孝 喜

住 所 見附市小栗山町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 8 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 関谷 常夫

住 所 見附市上新田町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 5 9 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 太田 正美

住 所 見附市元町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 0 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 三本 友子

住 所 見附市福島町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 1 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 小林 平仁

住 所 見附市宮之原町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 2 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 小杉 義光

住 所 見附市椿澤町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 3 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 齋藤 義夫

住 所 見附市速水町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 4 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 齋藤 高央

住 所 見附市下関町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 5 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 佐藤 徹

住 所 見附市小栗山町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

議第 6 6 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 渡 邊 和 明

住 所 見 附 市 本 明 町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日 提出

見 附 市 長 稲 田 亮

議第 6 7 号

農業委員会委員の任命について

見附市農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名 稲田 誠司

住 所 見附市名木野町

生年月日

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

見附市長 稲 田 亮

